

企業向け支援のご紹介

トライアル雇用 助成金

- 求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3ヶ月） 試行雇用する場合、事業主は「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」の支給を受けることができます。

支給額

4万円/月額
（最長3ヶ月）

特定求職者雇用開発 助成金

- いわゆる就職氷河期世代を含む35歳から60歳未満の中高年層のうち、就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者として就職が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる場合に特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）の支給を受けることができます。

支給額

対象期間を6ヵ月ごとに区分し、一定額を支給します。支給額は企業規模に応じて1人あたり下表のとおりです。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

人材開発支援 助成金

- 非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として訓練を実施する場合、事業主は、「人材開発支援助成金（人材育成支援コース）」により、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等について助成を受けることができます。

支給額

区 分	賃金助成	経費助成
①10時間以上のOFF-JT(人材育成訓練)	1時間あたり 800円(400円)	70% ※85%
②正規雇用転換目的のOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練(有期実習型訓練)	※1,000円(500円)	正規雇用へ転換した場合 75% ※100%

()内は中小企業以外 ※は訓練終了後賃上げ要件に該当した場合の助成額

キャリアアップ 助成金

- 企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換等させた場合、事業主は「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」の支給を受けることができます。

支給額

①有期⇒正規：80万円(60万円) 加算額(1回限り)：20～40万円(15～30万円)
②無期⇒正規：40万円(30万円) ※()内は中小企業以外